

香美町農業委員会総会(第9回)議事録

1 開催日時 令和7年12月23日(火) 15:00～16:00

2 開催場所 小代地域局 久保井講堂

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	6番	橋本	幸長
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	12番	田中	憲二
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(2人)

	5番	西崎	武志
	7番	前田	精一

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

	1番	吉田	栄雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	福田	好美
	6番	岡	昭三
	7番	田野	豊博
	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	誠
代表	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 12月23日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 (1)農地改良(形状変更)届について

第4 議案第22号 非農地証明願承認について

第5 議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第24号 農地利用集積等促進計画に対する意見について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	榎	秀俊
事務局次長	北村	雅彦
書記	小林	弘嗣

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は9番「田中一馬委員」と10番「北村宏明委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、9番「田中一馬委員」と10番「北村宏明委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地改良(形状変更)届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③農地改良を必要とする理由、④農地改良工事の概要、⑤農地改良の工事期間の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第22号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから20ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第22号 番号1番の非農地証明願について、12月15日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	現地調査の報告をいたします。申請地は県道から200mほど入った所になります。現地は現況写真のとおり倉庫が平成7年頃から建っている状況です。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第22号 番号2番の非農地証明願について、12月15日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	現地調査の報告をいたします。申請地は県道の信号から60mほど行ったところになります。現地は現況写真のとおり雑種地となっています。ここは20年ほど前には作業場だったということで現在は草が生えています。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
12番	雑種地について教えてください。現況が駐車場であるなら駐車場としてしか使えないのでしょうか。雑種地の使途について教えてください。例えば登記上の農地で駐車場に使っているのなら、その駐車場から違う雑種地として使うのなら届出が必要なのかどうか。
事務局	いわゆる登記上の地目では田、畑、宅地、雑種地、原野、山林などが一般的なものになると思います。この中で雑種地はどこにもはまらないから雑種地になることもあります。税の評価では雑種地の中にもさまざまな評価があるのが現状です。
12番	駐車場からほかのものにする場合には何か届出が必要になりますか。

事務局	登記上の地目を変更するとなると法務局への手続きが必要になります。例えば家を建てたとすると宅地になると思います。なかなかないでしょうが、宅地から畑に変えたとなると登記上の地目を変えようとすると、法務局での手続きが必要となります。雑種地から雑種地への変更は特に必要はないと思います。雑種地という地目が定義として一番大きなくくりになるのかなと思います。
12番	税金的にはどうなるのでしょうか。山林などよりも高くなるのでしょうか。
事務局	使っている用途にもよってきます。この度の場所は宅地並みの雑種地になっているのではないかと思います。なので宅地の評価の約7割になっていると思います。元畑や元田んぼで荒れている所は畑並みの雑種地や田並みの雑種地という評価になると思います。雑種地だから同じ評価になっているということはないと思います。
議長	他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第22号 番号3番の非農地証明願について、12月15日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」及び現地調査委員であります「白岩寧委員」が現地調査をしていますので、「白岩寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	現地調査の報告をいたします。申請地は国道の信号を300mほど入ったところにあります。現地は昭和41年頃から隣地との塀の一部になっていて、現場もブロック塀があり、農地としての利用は不可能でありません。皆様ご審議をお願いします。
議長	「白岩寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第22号 番号4番の非農地証明願について、12月15日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地は国道から100mほど山手に入った所になります。現地は現況写真のとおりその奥の家に入るための進入路となっています。皆様ご審議をお願いします。
議長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
推委8番	先ほどの雑種地の議論からすると宅地ではなく雑種地になるのではないのでしょうか。
事務局	いわゆる宅地に入るために一部を私有道路としていることも考えると宅地でも間違いではないと思います。
議長	他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第23号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①21ページから40ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第23号 番号1番の申請について、12月15日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	現地調査の報告をいたします。申請地は県道から200mほど行ったところですが、譲渡人は不在地主であるため耕作が困難となっています。そのため譲受人に譲渡するものです。皆様ご審議をお願いします。
議長	「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
推委8番	隣接地の所有者や面積はわかりますか。
事務局	所有者などはわかりません。
推委8番	そうなると譲受人はどこからこの農地へ出入りするのかわかるのか。
事務局	横に里道と水路がありますのでそこから出入りすることになります。
議長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第23号 番号2番の申請について、12月15日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	現地調査の報告をいたします。申請地は県道から200mほど行った所にあります。この譲渡人は不在地主で耕作が困難なため、譲受人の農地以外の土地と交換をするということになりました。皆様ご審議をお願いします。
議長	「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に議案第23号 番号3番の申請について、12月15日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落の国道の脇になります。現地は台帳地目は田となっていますが、現況写真のとおり畑となっています。7、8年前までは田んぼを作られていましたが、現在は畑となっています。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第23号 番号4番の申請について、12月15日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地は地域局から200mほどの所になります。譲渡人は不在地主で管理ができないため譲受人に譲渡をすることとなりました。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第23号 番号5番の申請について、12月15日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地は議案第22号 番号4番の場所の隣になります。譲渡人は高齢になり管理ができなくなり譲受人に譲渡することになりました。管理は数年前から譲受人が管理しています。ここで菖蒲の花を作っておられます。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	日程第6 議案第24号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題とします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地利用集積等促進計画を定める場合には農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の意見を聴かなければならない規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の朗読が終わりました。次に、農用地利用集積等促進計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積等促進計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決をとります。議案第24号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟